

令和6年度 財務状況

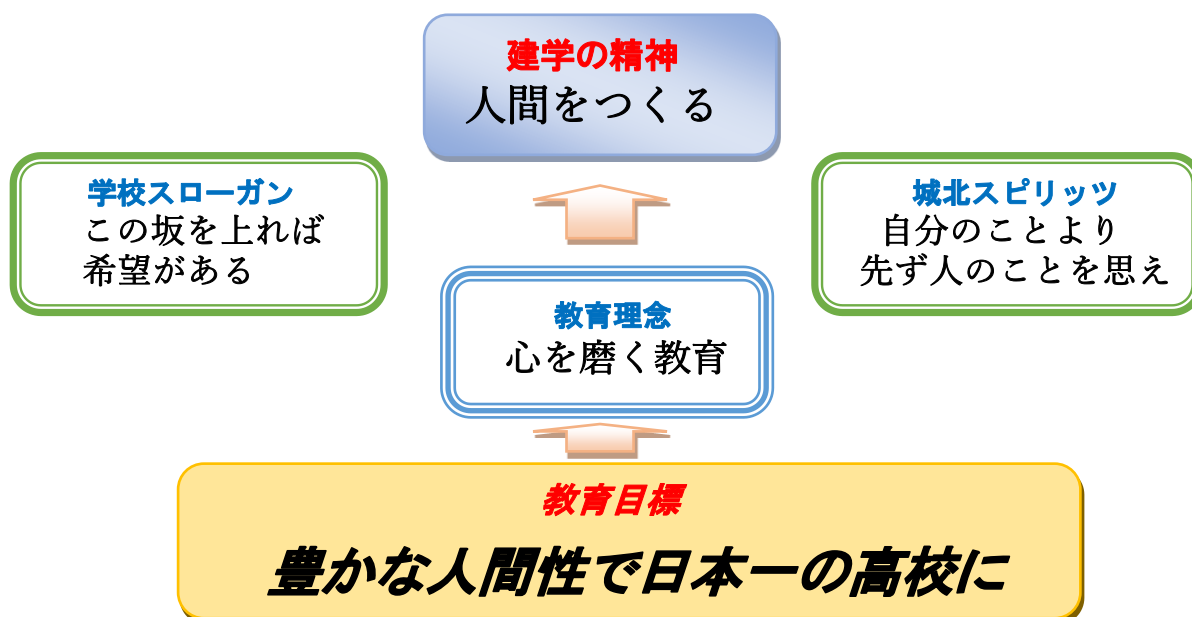
- 城北高校の教育
- 事業報告
- 役員会・評議員会開催報告
- 資金収支計算書
- 事業活動収支計算書
- 貸借対照表
- 財産目録
- 監査報告書

令和7年度 名門城北高校の教育

名門とは「日本一のめんどろ見」と「豊かな人間性」

教職員スローガン

定員 240 名確保のために全員の力を結集しよう



【集める】

- 学校見学会の実施
- アフタースクールの実施
- SNS、HPの活用
- 塾・中学校訪問の充実
- 塾・中学校説明会の充実

【育てる】

- 自主性・主体性
- 思いやりの心
- 感謝する心
- 誠実さ
- 困難に打ち勝つ力

【送り出す】

- 1年時からの三者面談の実施
- 国公立大学合格
- 適切な進路指導(進学・就職)の充実

通う・語る・知る・聞く・関わる・認める・褒める・励ます・伸ば

【最重点取組事項】

・いじめ根絶(人権教育の充実) ・国家、検定試験等の合格率アップ

【7つの学び】

- ・多様性の尊重
- ・読書活動の推進
- ・地域活性化プロジェクトの
- ・論語教育の充実
- ・プレゼン力の育成
- ・授業の充実
- ・SDGsの推進

令和6年度 事業報告

月	学校行事等	理事会等関係事業 大規模工事	月	学校行事等	理事会等関係事業 大規模工事
4	辞令交付式(1日)		10	前期終業式(4日)	
	始業式(8日)			秋季休業(7日～10日)	
	入学式(9日) 奨学生認定式(9日)			後期始業式(11日)	
	対面式(10日)	プロジェクト会議(11日)		教育実践入試説明会 (17日)	
	生徒会・各部紹介(11日)		看護科宣誓式(15日)	役員会(29日)	
	新入生一斉テスト(11日)		11	学園祭(2日)	
	新入生宿泊研修 (15日～16日)	プロジェクト会議(25日)		後期中間考査(28日～)	
5	体育大会(11日)	プロジェクト会議(8日)	12	2年修学旅行(13日～)	
	授業参観・PTA総会(18日)	監事監査(22日) プロジェクト会議(23日)		終業日(20日)	
	高校総体・総文祭 (31日～)	理事長答申(28日) 評議員会・役員会(28日)		仕事納め(27日)	
6	生徒総会(4日)	プロジェクト会議(6日)	1	仕事始め(6日)	城北高校大同窓会 (3日)
	前期中間考査(25日～)			始業日(8日)	
7	山鹿4校合同説明会(7日)	臨時評議員会 役員会(11日)		大学入学共通テスト (18日～)	
	生徒会選挙(9日)			専願・奨学入試(日)	
	私立高校合同説明会 (15日)			介護福祉士国家試験 (下旬)	
	終業日(19日)			卒業調理発表会(日)	
	夏季休業(7/20～8/25)		3年学年末考査(28日～)	役員会(31日)	
	PTA愛校作業(21日)		3年家庭学習 (1日～28日)		
8	第1回オープンキャンパス (28日)	【工事】 武道館棟 1Fトイレ 改修	2	一般入試(5日)	
	山鹿灯笼祭補導(16日)	全員研修会(9日)		1・2年学年末考査 (28日～)	
始業日(26日)		看護師国家試験(16日)			
9	前期末考査(10日～)	スクールバス運行業務 (1日～)		表彰式(28日)	
	PTA愛校作業(21日)		卒業式(1日)		
	第2回オープンキャンパス (29日)		修了式・退任式(19日)		
			3	新入生登校日(21日)	評議員会・役員会 (28日)

令和6年度理事会(役員会)・評議員会開催報告

【令和6年】

4月11日(木) 役員プロジェクト会議

- ・再雇用制度に係る規則規程の見直し作業

4月25日(木) 役員プロジェクト会議

- ・再雇用契約職員の給与制度について

5月8日(水) 役員プロジェクト会議

- ・寄附行為改正に伴う諸規則の変更に係る理事長への答申について

5月22日(水) 監事監査

- ・会計監査
- ・令和5年度決算報告について

5月28日(水) 評議員会・理事会(役員会)

- ・理事長への答申(寄付行為の改正に伴う諸規則の修正について)
- ・令和5年度決算報告について
- ・令和5年度会計監査報告について
- ・令和6年度第1回補正予算について
- ・学科定員変更に伴う学則変更について

6月6日(木) 役員プロジェクト会議

- ・寄付行為の改正に伴う役員・評議員の構成について

7月11日(木) 臨時評議員会・理事会(役員会)

- ・第1四半期の決算報告
- ・財務状況改善について
- ・寄付行為について

8月9日(金) 全員研修会

- ・学校の諸課題等の解決に向けて(選ばれる学校の追求)

10月29日（火）理事会（役員会）

- ・上半期決算報告について
- ・寄付行為について
- ・就業規則・給与規程・再雇用契約規程について
- ・教職員・役員合同研修会について

【令和7年】

1月31日（金）

- ・令和6年度予算執行状況について
- ・令和6年度事業進捗状況について
- ・令和7年度予算の骨子について
- ・台湾からの聴講生の受け入れについて

3月28日（金）評議員会・理事会（役員会）

- ・役員・評議員の改選について
- ・令和6年度予算執行状況について
- ・令和6年度第2回補正予算について
- ・令和6年度事業報告について
- ・令和7年度事業計画について
- ・令和7年度当初予算について
- ・令和8年度高等学校課程授業料の値上げについて

資金収支計算書

令和6年4月 1日 から

令和7年3月31日 まで

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	409,808,720	400,008,978	9,799,742
手数料収入	4,875,000	4,875,300	-300
寄付金収入	2,190,000	2,190,000	0
補助金収入	320,500,000	321,736,833	-1,236,833
資産売却収入	0	1,616,430	-1,616,430
受取利息・配当金収入	500,000	681,132	-181,132
雑収入	32,348,000	30,904,706	1,443,294
前受金収入	11,160,000	8,878,200	2,281,800
その他収入	482,127,000	477,026,967	5,100,033
資金収入調整勘定	-67,160,000	-68,821,879	1,661,879
前年度繰越支払資金	314,556,974	314,556,974	0
収入の部合計	1,510,905,694	1,493,653,641	17,252,053

(単位 円)

支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	439,159,000	446,389,796	-7,230,796
経費支出	232,767,860	227,997,725	4,770,135
借入金等利息支出	500,000	421,800	78,200
借入金等返済支出	8,880,000	8,880,000	0
施設関係支出	4,075,720	5,933,840	-1,858,120
設備関係支出	26,483,832	26,079,976	403,856
その他支出	464,359,247	458,404,994	5,954,253
資金支出調整勘定	-20,000,000	-41,172,084	21,172,084
翌年度繰越支払資金	354,680,035	360,717,594	-6,037,559
支出の部合計	1,510,905,694	1,493,653,641	17,252,053

事業活動収支計算書

令和6年4月 1日 から

令和7年3月31日 まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	409,808,720	400,008,978	9,799,742
		手数料	4,875,000	4,875,300	-300
		寄付金	2,190,000	2,190,000	0
		経常費補助金	320,500,000	321,736,833	-1,236,833
		雑収入	32,348,000	30,904,706	1,443,294
		教育活動収入計	769,721,720	759,715,817	10,005,903
		事業活動支出の部	人件費	439,159,000	446,389,796
経費	311,789,799		306,512,198	5,277,601	
徴収不能額	0		0	0	
教育活動支出計	750,948,799		752,901,994	-1,953,195	
教育活動収支差額		18,772,921	6,813,823	11,959,098	
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	500,000	681,132	-181,132
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計	500,000	681,132	-181,132
	事業活動支出の部	借入金等利息	500,000	421,800	78,200
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	500,000	421,800	78,200
	教育活動外収支差額		0	259,332	-259,332

経常収支差額		18,772,921	7,073,155	11,699,766	
特別 収支	事業 活動 収入	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産売却差額	0	1,616,426	-1,616,426
		その他の特別収入	0	0	0
		特別収入計	0	1,616,426	-1,616,426
	事業 活動 支出	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額	0	1	-1
		その他の特別支出	0	603,900	-603,900
		特別支出計	0	603,901	-603,901
	特別収支差額		0	1,012,525	-1,012,525
	【予備費】		0		0
基本金組入前当年度収支差額		18,772,921	8,085,680	10,687,241	
基本金組入額合計		0	-26,006,832	26,006,832	
当年度収支差額		18,772,921	-17,921,152	36,694,073	
前年度繰越収支差額		0	-1,300,236,225	1,300,236,225	
基本金取崩額		0	0		
翌年度繰越収支差額		18,772,921	-17,921,152	36,694,073	
(参考)					
事業活動収入計		770,221,720	762,013,375	8,208,345	
事業活動支出計		751,448,799	753,927,695	-2,478,896	

貸借対照表

令和7年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	1,562,784,388	1,609,898,310	-47,113,922
流動資産	425,247,545	380,517,644	44,729,901
資産の部合計	1,988,031,933	1,990,415,954	-2,384,021
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	71,040,000	79,920,000	-8,880,000
流動負債	63,510,854	65,100,555	-1,589,701
負債の部合計	134,550,854	145,020,555	-10,469,701
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増減
基本金	3,171,638,456	3,145,631,624	26,006,832
繰越収支差額	-1,318,157,377	-1,300,236,225	-17,921,152
純資産の部合計	1,853,481,079	1,845,395,399	8,085,680
負債及び純資産の部合計	1,988,031,933	1,990,415,954	-2,384,021

財 産 目 録

令和7年 3月31日 現在

(単位 円)

科 目	部 門	摘 要	金 額	
土 地	全部門	山鹿市志々岐大野原798他 79,724.16㎡	211,172,464	
		計		211,172,464
建 物	全部門	校舎他(床面積) 13,265.86㎡	1,253,973,115	
		計		1,253,973,115
構 築 物	全部門	第二グラウンド他	19,081,897	
		計		19,081,897
機 器 備 品	全部門	机・椅子他	48,805,495	
		計		48,805,495
図 書	全部門	所有図書	19,913,322	
		計		19,913,322
車 両	全部門	スクールバス他	8,216,364	
		計		8,216,364
電 話 加 入 権	全部門	44-8111	650,685	
		計		650,685
施 設 利 用 権	全部門	山鹿市水道局上下水料金加入金他	28,000	
		計		28,000
預 託 金	全部門	SB467番購入他	405,730	
		計		405,730
長 期 前 払 費 用	全部門	無線LAN工事 ハブ保守料	85,039	
		計		85,039
ソ フ ト ウ ェ ア	全部門	食堂用栄養管理システム	452,277	
		計		452,277
1 基本財産				1,562,784,388
現 金 預 金	全部門	現金	549,763	
		肥後普通	260,143,143	
		肥後普通寄付金	235,233	
		肥後普通入学前受	0	
		肥後普通甲子園	1,179,552	
		周年記念事業	1,160,599	
		大和ネクスト	23,394	
		ゆうちょ銀行	48,926	
		定期預金	81,115,081	
		定期預金特寄付	16,261,903	
	小 計	360,717,594		
	計		360,717,594	
未 収 入 金	全部門	補助金・退職金他	58,113,679	
		計		58,113,679
有 価 証 券	全部門	NTT株他	5,140,800	
		計		5,140,800
仮 払 金	全部門	積立金・PTA会費・クラブ活動他	1,275,472	
		計		1,275,472
2 運用財産				425,247,545
[1]資産				1,988,031,933
長 期 借 入 金	全部門	日本私立学校振興共済事業団	71,040,000	
		計		71,040,000
1 固定負債				71,040,000
短 期 借 入 金	全部門	日本私立学校振興共済事業団	8,880,000	
		計		8,880,000
未 払 金	全部門	退職金・業者支払い他	41,172,584	
		計		41,172,584
前 受 金	全部門	入学金・学園維持	8,730,000	
		計		8,730,000
預 り 金	全部門	私学共済掛金他	4,728,770	
		計		4,728,770
2 流動負債				63,511,354
[2]負債				134,551,354
正味財産				1,853,480,579

独立監査人の監査報告書

令和7年5月28日

学校法人松浦学園
理事会 御中

宮崎公認会計士事務所
公認会計士 宮崎拓郎

監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年2月26日付け熊本県公示第196号に基づき、学校法人松浦学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して、学校法人松浦学園の令和7年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、平成28年2月26日付け熊本県公示第196号に基づく貸借対照表、収支計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して計算書類を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示のリスクに対応した監査手続きを立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑事を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記が付されている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注意事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注意事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上